

# 「地理的表示」の他国との相互保護



農林水産知財対応委員会 稲井 史生

## 要 約

平成 26 年 6 月から施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）」（以下「GI 法」という）は、平成 28 年 12 月 26 日の改正により、国際協定による地理的表示の相互保護についての規定が追加された。その後、平成 29 年 3 月 22 日には、タイ王国と地理的表示（GI）相互保護に向けた協力を開始することに同意し、また平成 29 年 6 月 2 日には、ベトナムと地理的表示に係る協力覚書に署名するなど、各国との相互保護に向けた協力への動きが活発となった。そして、平成 29 年 12 月 15 日に日本と欧州連合（EU）の経済連携協定（EPA）の大枠合意を受けた農産品の地理的表示の最終合意内容が発表され、平成 31 年 2 月 1 日に、EU・EPA の発効およびその内容に沿って改正された GI 法が施行された。日 EU・EPA（経済連携協定）では、相手国に登録された地理的表示が自国の地理的表示として保護される。本稿では、他国との地理的表示の相互保護やそれに向けた取り組みについて概説する。

## 目次

1. 「GI 法」における相互保護規定
2. 日 EU・EPA による GI の取扱いについて
3. EU 以外の国との相互協力
4. 海外での取り締まり事例

### 1. 「GI 法」における相互保護規定

我が国における地理的表示の保護は、平成 26 年 6 月から施行された GI 法により規定されている。平成 28 年 12 月 26 日の改正前は、個別の生産者団体による農林水産省への申請・登録についての規定がされていたが、同改正により、第四章「外国の特定農林水産物等に関する特例」として、第 23 条から第 32 条が追加された。これにより、我が国の地理的表示の保護と同等の制度により地理的表示が保護されている外国であって、当該外国が同等制度により我が国の地理的表示を保護すべきものとされ、我が国が GI 法により当該外国の地理的表示を保護すべきものとされる条約その他の国際約束を締結しており、我が国の地理的表示において、その適切な保護を当該外国の権限のある機関に要請した場合に、必要な措置を講じると認められる場合には、当該外国の同等制度により保護されている地理的表示を「指定」することにより、我が国で登録された地理的表示と同等の保護を受けることが可能

となった（GI 法、第 23 条）。この改正は、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）における地理的表示保護を踏まえたものであった。その後、後述する日 EU・EPA（経済連携協定）締結のため、平成 31 年 2 月 1 日の改正において、産品への表示だけでなく、広告・インターネット等のサービスの名称利用を禁止の対象とすること、先使用について認められる期間を制限すること、等が規定された。

なお、本稿では上記 GI 法により保護される農産品等の地理的表示を対象とし、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）」により規定される酒類に関する地理的表示には触れない。

### 2. 日 EU・EPA による GI の取扱いについて

#### （1）日 EU・EPA 発効までの流れ<sup>(1)</sup>

- ・平成 29 年 7 月：EU 側産品の公示手続（同年 10 月までの 3 ヶ月間）
  - ・平成 29 年 11 月：学識経験者委員会
  - ・平成 29 年 12 月：日 EU・EPA 交渉妥結
  - ・平成 30 年 7 月：日 EU・EPA 署名
  - ・平成 31 年 2 月：日 EU・EPA 発効
- EPA の発効と合わせて EU 側産品指定（保護開始）

## (2) 保護される地理的表示

日 EU・EPA の発効に伴い保護が決定した地理的表示は、日本側が 48 産品、EU 側が 71 産品であった。EU 側の産品の内訳は、酪農製品 27 品目、食肉製品 14 品目、食用油脂 10 品目、生鮮・水産 6 品目、菓子類 5 品目、その他加工品等 9 品目である<sup>(1)</sup>。なお、令和 2 年 12 月現在、日本側産品については 1 件登録失効となったため 47 産品となり、EU 側の産品については数に変更はないが、令和 2 年 7 月 7 日付けで新たに 21 産品が指定前の公示がなされている。また、英国の EU からの離脱、日英間の新たな EPA の妥結により、英国の 3 産品について、取消し前の公示および指定前の公示がなされている<sup>(2)</sup>。

(3) 保護水準<sup>(1)</sup>

相手国の地理的表示について、より高いレベルでの地理的表示の保護を行うことが確認されている。産品の基準について、以下の場合には、産品への表示だけではなく、広告・インターネット等のサービスの名称使用についても地理的表示の使用が禁止される。

- ①消費者に真正の地理的表示産品と誤認させるような名称の使用
- ②明細書（産地・品質基準・生産方法等を示す文書）に沿わない産品については、
  - ア) 真正の産地を記載している場合
  - イ) 翻訳、音訳である場合
  - ウ) ～種、～タイプ、～スタイル等の表現を伴う場合であっても、GI 侵害とする。
- ③いかなる方法によるかを問わず、競争者の商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為は、不正競争行為として禁止される。

また、地理的表示の保護の前から使用されていた同一・類似名称（先使用）については、7 年間の経過期間を経た後は、原則地理的表示の使用が禁止されることとなった。

(4) 禁止される表示の具体例<sup>(1)</sup>

- ①消費者に真正の地理的表示産品と誤認させるような名称の使用の例として、指定名称「ゴータ ホラント」について、オランダ産でない非 GI ゴータチーズにオランダの国旗等を付け、消費者にゴータ ホラントと誤認させるような表示を行うことが挙げられる。

## ②明細書に沿わない産品について、

- ア) 真正の産地を記載している場合の例として、指定名称「ゴルゴンゾーラ」について、「〇〇県産ゴルゴンゾーラ」のような表示が挙げられる。
- イ) 翻訳、音訳である場合の例として、指定名称「プロシュット トスカーノ」に対して「トスカーノハム」の表示、指定名称「ジャテツキーフメル」に対して「ザーツ ホップ」の表示等が挙げられる。
- ウ) ～種、～タイプ、～スタイル等の表現を伴う場合の例として、指定名称「リユーベッカー マジパン」に対して、「マジパン・リユーベッカースタイル」の表示、指定名称「ゴルゴンゾーラ」に対して、「ゴルゴンゾーラへのオマージュを込めた国産ブルーチーズ」等の表示が挙げられる。

また、明細書に沿わない産品の態様の例として、指定名称「ハモンデテルエル／パレタデテルエル」では、明細書にスペインのテルエル県で肥育されたランドレース種の雌豚を原料とすることが規定されているため、他地域の原料豚や、他系統の原料豚を使用した場合は、テルエル県にある施設で処理されたとしても、当該地理的表示を付することはできない。

(5) 地理的表示の保護が及ばない場合<sup>(1)</sup>

## ①普通名称

我が国において普通名称と認識されている語、例えば、指定名称「カマンベール ド ノルマンディ」の「カマンベール」の部分、指定名称「ゴータ ホラント」の「ゴータ」の部分は普通名称とされる。このため、「〇〇県産カマンベール」等の表示は認められる。ただし、「ノルマンディ風カマンベール」のような誤認混同を生じるおそれのある表示は規制の対象となる。

## ②複数の語からなる名称の一部

我が国の需要者の認識を踏まえて、例えば指定名称「ペコリーノ ロマーノ」の「ペコリーノ」「ロマーノ」の部分は類似名称とみなされない。ただし、「Roman Style ペコリーノチーズ」のような誤認混同を生じるおそれのある表示は規制の対象となる。

## ③訳語が全く別のものとして需要者に認識されている場合

指定名称「パルミジャーノ レッジャーノ」に対して、「パルメザン」という単体名称は、我が国の需要者は別のチーズとして認識しているので、別のものとし

て扱う。ただし、イタリアの国旗と共に「バルメザンチーズ～Authentic Italian～」と表示するような、誤認混同を生じるおそれのある表示は規制の対象となる。

④品種名称として同一名称が使用されている産品

例えば、指定名称「シトリコス バレンシアノス」に対して、オレンジの品種として「バレンシア」を用いることは可能である。

⑤明細書中に加工や包装等を生産地で行うよう明細書で規定しているものについて

一部のGIチーズの中には、加工や包装等においても生産地で行うよう明細書で規定しているものがあり、このような場合は、例えば日本国内でカットや包装等が行われる場合、原則として地理的表示を付すことができない。しかしながら、コンテ、ロックフォール、パルミジャーノ レッジャーノ等の一部のチーズについては、日本国内での流通実態に鑑み、国内でカット・スライス等ができるよう明細書の適用について調整期間が確保されている。

### 3. EU 以外の国との相互協力

#### (1) タイ王国

平成 29 年 3 月 22 日の農林水産省プレスリリースにおいて、農林水産省とタイ政府当局が地理的表示分野での協力を開始することが発表された。具体的には、以下の内容の協力を開始することとなっている<sup>(3)</sup>。

1 相互のGI保護の法規、保護の運用等についての情報交換

2 GI産地の相互訪問

3 GI産品を相互に申請し保護する試行的事業の実施

タイから我が国への地理的表示の申請について農林水産省に問い合わせたところ、3件の申請が審査中とのことである。我が国からタイへの申請事例として、農林水産省による平成 28 年度開始の地理的表示保護制度活用総合推進事業では、「市田柿」、「鹿児島黒牛」、「東根さくらんぼ」のタイでのGI申請に補助金が支出されている<sup>(4)</sup>。

#### (2) ベトナム

平成 29 年 6 月 2 日の農林水産省プレスリリースにおいて、農林水産省食料産業局とベトナム社会主義共和国知的財産庁が、地理的表示に係る協力覚書に署名したことが発表された。具体的には、以下の内容の協力を開始することとなっている<sup>(5)</sup>。

#### 1. 両国におけるGI保護の促進

・GI産品を相互に申請し、保護する試行的事業の実施

・GI関係者の相互訪問等

#### 2. 相互のGI制度に関する情報交換

#### 3. GIに関する普及・啓発への取組

#### 4. 事務方レベル会合の創設

現時点で、ベトナムの地理的表示についての我が国への登録申請について、申請番号 212 としてブオン・マ・トゥオット コーヒー、申請番号 213 としてルックガン ライチ、申請番号 214 としてビントゥアン ドラゴンフルーツ、の3品が申請されている<sup>(6)</sup>。我が国からベトナムへの申請事例として、農林水産省による平成 28 年度開始の地理的表示保護制度活用総合推進事業では、「市田柿」、「鹿児島黒牛」のベトナムでのGI申請に補助金が支出されている<sup>(4)</sup>。

#### (3) 農林水産省からの意見募集<sup>(7)</sup>

上記のように、諸外国とお互いの地理的表示保護産品を相手国に申請する試行的事業を進めるとされているが、現状では外国からの我が国への申請はタイおよびベトナムからの3品ずつにとどまり、登録されたものは平成 28 年GI法改正前のプロシュット デイパルマの1件にとどまる。外国からの申請の審査促進のため、農林水産省により、令和 2 年 7 月 16 日付けで「地理的表示保護制度を有する国との政府間協力に基づく当該国の農林水産物等の審査についての意見・情報の募集について」と題した意見募集がなされた。これは、各国の保護制度の違いや、品質管理に関する社会的環境の違いにより、国内産品向けの審査基準が直接適用できないケースがあること、既に海外で地理的表示として保護されている品目については、当該国政府によって管理されていることを配慮する必要があること、等を考慮したものである。意見募集は令和 2 年 8 月 14 日で締め切られ、1 件の意見があったものの、修正が必要な意見がなかったことから、公表した案<sup>(8)</sup>のとおり、「地理的表示保護制度を有する国との政府間協力に基づく当該国の農林水産物等の審査について」として策定された。具体的には、「団体の形式」、「加入の自由」、「社会的評価」、「確立した特性」等について当該国当局による書面等により規定を満たしたものとみなして審査を行うことが示された。



#### 4. 海外での取り締まり事例

##### (1) タイ産「夕張メロン」

平成 28 年度農林水産知的財産保護コンソーシアムの活動の中で、タイにおいて、「夕張日本メロン」と表示されたメロンが発見され、会社調査・証拠保全のためのホームページの保存等の後、「夕張メロン」等の名称の使用を中止し、ラベル等を廃棄するよう警告状を送付した。翌平成 29 年度の調査で、「タイ国タク州」とラベルが変更されていることが確認された<sup>(9)</sup>。

##### (2) スペインでの「TROPICAL KOBE BEEF」

スペインのレストランにて、南米産の牛肉をメニュー等で「TROPICAL KOBE BEEF」と表示していたことが確認され、日 EU・EPA に基づき適切な措置をとるよう EU 当局に要請し、EU を通じてスペイン当局が指導した結果、当該使用が中止された<sup>(10)</sup>。

##### (参考文献)

・ウェブサイトは、2020 年 12 月 14 日時点でリンクされていることを確認している。

- (1) 農林水産省食料産業局 日 EU・EPA における地理的表示 (GI) の取扱いについて (URL:[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/outline/attach/pdf/index-208.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/attach/pdf/index-208.pdf))
- (2) 農林水産省 HP 指定に関する公示情報 (URL:[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/designation/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/designation/index.html))
- (3) 農林水産省食料産業局知的財産課 地理的表示メールマガ

- ジン 第 59 号 (URL:[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/mailmag/attach/pdf/index-27.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/attach/pdf/index-27.pdf))
- (4) 農林水産省 令和 2 年度行政事業レビューシート (URL:[https://www.maff.go.jp/j/budget/review/R2/m/xls/guro/01001900\\_n\\_t.xlsx](https://www.maff.go.jp/j/budget/review/R2/m/xls/guro/01001900_n_t.xlsx))
- (5) 農林水産省食料産業局知的財産課 地理的表示メールマガジン 第 64 号 (URL:[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/mailmag/attach/pdf/index-20.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/attach/pdf/index-20.pdf))
- (6) 農林水産省 HP 登録申請の公示等情報 (URL:[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/notice/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html))
- (7) パブリック・コメント 「地理的表示保護制度を有する国との政府間協力に基づく当該国の農林水産物等の審査についての意見・情報の募集」の結果について (URL:<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550003145&Mode=1>)
- (8) 地理的表示保護制度を有する国との政府間協力に基づく当該国の農林水産物等の審査について (案) (URL:<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000204397>)
- (9) 農林水産知的財産保護コンソーシアム 平成 29 年度 国内外における地理的表示 (GI) の保護に関する活動レポート (URL:[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_conso/attach/pdf/index-3.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_conso/attach/pdf/index-3.pdf))
- (10) 農林水産知的財産保護コンソーシアム 令和元年度 国内外における地理的表示 (GI) の保護に関する活動レポート (URL:[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_conso/attach/pdf/index-13.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_conso/attach/pdf/index-13.pdf))

(原稿受領 2020.12.14)